

**令和3年第1回七戸町議会臨時会  
会 議 録**

---

令和3年4月27日七戸町告示第25号で、令和3年第1回七戸町議会臨時会を5月7日  
日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

---

令和3年5月7日 午前10時00分 開会

令和3年5月7日 午前11時51分 閉会

---

**○応招議員（16名）**

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 惠津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君
	7番	呷 清 悦 君		8番	岡 村 茂 雄 君
	9番	附 田 俊 仁 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	田 嶋 輝 雄 君		12番	三 上 正 二 君
	13番	田 島 政 義 君		14番	白 石 洋 君

---

**○不応招議員（0名）**

---

**○町長提出案件**

報告第 5号 専決処分事項の報告について  
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

報告第 6号 専決処分事項の報告について  
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

報告第 7号 専決処分事項の報告について  
(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第13号))

報告第 8号 専決処分事項の報告について  
(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第14号))

報告第 9号 専決処分事項の報告について  
(令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第6号))

報告第10号 専決処分事項の報告について  
(令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))

報告第11号 専決処分事項の報告について  
(令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号))

- 報告第 1 2 号 専決処分事項の報告について  
(令和 2 年度七戸町霊園事業特別会計補正予算 (第 2 号))
- 報告第 1 3 号 専決処分事項の報告について  
(令和 2 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号))
- 報告第 1 4 号 専決処分事項の報告について  
(令和 2 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 報告第 1 5 号 専決処分事項の報告について  
(令和 2 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 5 号))
- 報告第 1 6 号 専決処分事項の報告について  
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例)
- 報告第 1 7 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)
- 報告第 1 8 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 報告第 1 9 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 報告第 2 0 号 専決処分事項の報告について  
(令和 3 年度七戸町一般会計補正予算 (第 1 号))
- 報告第 2 1 号 専決処分事項の報告について  
(令和 3 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 報告第 2 2 号 専決処分事項の報告について  
(令和 3 年度七戸町一般会計補正予算 (第 2 号))
- 議案第 4 4 号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 4 5 号 七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて

#### ○議員提出案件

- 発議第 2 号 道路整備促進特別委員会の設置目的の変更について
- 選任第 1 号 七戸町議会常任委員会委員選任の件
- 選任第 2 号 七戸町議会運営委員会委員選任の件

---

#### ○その他

- 会議録署名議員の指名について
- 会期の決定について
- 諸般の報告について

# 令和3年第1回七戸町議会臨時会 会議録（第1号）

令和3年5月7日（金） 午前10時00分 開議

## ○議事日程

- 日 程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程第 2 会期の決定について
- 日 程第 3 諸般の報告について
- 日 程第 4 提出議案一括上程  
「報告第5号 専決処分事項の報告について（自動車損害事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）」から「議案第45号 七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて」までの、2議案、18報告を一括上程  
（町長提出議案総括説明）
- 日 程第 5 報告第 5号 専決処分事項の報告について  
（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日 程第 6 報告第 6号 専決処分事項の報告について  
（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日 程第 7 報告第 7号 専決処分事項の報告について  
（令和2年度七戸町一般会計補正予算（第13号））
- 日 程第 8 報告第 8号 専決処分事項の報告について  
（令和2年度七戸町一般会計補正予算（第14号））
- 日 程第 9 報告第 9号 専決処分事項の報告について  
（令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））
- 日 程第10 報告第10号 専決処分事項の報告について  
（令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））
- 日 程第11 報告第11号 専決処分事項の報告について  
（令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））
- 日 程第12 報告第12号 専決処分事項の報告について  
（令和2年度七戸町霊園事業特別会計補正予算（第2号））
- 日 程第13 報告第13号 専決処分事項の報告について  
（令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日 程第14 報告第14号 専決処分事項の報告について

- (令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))
- 日 程第15 報告第15号 専決処分事項の報告について  
(令和2年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号))
- 日 程第16 報告第16号 専決処分事項の報告について  
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例)
- 日 程第17 報告第17号 専決処分事項の報告について  
(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日 程第18 報告第18号 専決処分事項の報告について  
(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日 程第19 報告第19号 専決処分事項の報告について  
(七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 日 程第20 報告第20号 専決処分事項の報告について  
(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第1号))
- 日 程第21 報告第21号 専決処分事項の報告について  
(令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号))
- 日 程第22 報告第22号 専決処分事項の報告について  
(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第2号))
- 日 程第23 議案第44号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について
- 日 程第24 議案第45号 七戸町監査委員の選任につき同意を求めること  
について
- 日 程第25 発議第2号 道路整備促進特別委員会の設置目的の変更について
- 日 程第26 選任第1号 七戸町議会常任委員会委員選任の件
- 日 程第27 選任第2号 七戸町議会運営委員会委員選任の件

---

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### ○出席議員(16名)

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 恵津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君

7番	市	清悦君	8番	岡村茂雄君
9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
13番	田島政義君		14番	白石洋君

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	田嶋邦貴君	支所長 (兼庶務課長)	小山彦逸君
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
会計管理者 (兼会計課長)	高田美由紀君	税務課長	町屋淳一君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長	佐々木和博君
健康福祉課長	井上健君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	氣田雅之君
上下水道課長	仁和圭昭君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君
世界遺産対策室長	相馬和徳君	中央公民館長 (兼南公民館長) (兼中央図書館長)	高田博範君
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	三上義也君
代表監査委員	野田幸子君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	原子保幸君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局書記	今泉今日子君
------	-------	-------	--------

---

○会議録署名議員

3番	向中野幸八君	4番	二ツ森英樹君
----	--------	----	--------

---

○会議を傍聴した者（4名）

---

○会議の経過

○議長（瀬川左一君） ただいまから令和3年第1回七戸町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

#### ○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番向中野幸八君と4番二ツ森英樹君を指名します。

---

#### ○日程第2 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

議長において作成しました議事日程及び説明員は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### ○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

---

#### ○日程第4 提出議案の一括上程について

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について。報告第5号専決処分事項の報告について（自動車損害事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）から議案第45号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてまでの、2議案、18報告を一括上程いたします。

町長から提出議案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第1回七戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙のところ御出席頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、平成21年4月、七戸町長に就任して以来、東北新幹線七戸十和田駅の開業や荒熊内区開発第1次計画に基づく整備事業、教育環境の充実など、当町の振興発展の基礎となる様々な事業に取り組んでまいりましたが、本年4月24日より引き続き、町政に携わることができましたことは、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御支援のたまものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

4期目に臨み、まずは、昨年より続く新型コロナウイルス感染症について、首都圏では3回目の緊急事態宣言が発出されるなど、収束の見えない現状にあります。国や県の動向、感染状況などを注視しながら、感染症対策と経済生活支援を迅速に進めることで、町民の安全、安心を守るとともに、町内全地域に光ファイバーを整備し、オンライン、デジタル化など新しい生活様式にも対応したまちづくりを進めてまいります。

また、当町の新型コロナウイルスのワクチン接種体制とスケジュールについてですが、個別接種は5月11日から町内の個人病院で実施し、集団接種は5月12日から公立七戸病院のスタッフを中心に、ふれあいセンターで行うこととしております。まずは、高齢者や高齢者施設入居者などの接種を行い、ワクチンの届き次第ではありますが、順調に行けば7月中旬までには高齢者全体の8割が2回接種を終える計画であります。

次に、持続可能なまちづくりを進めるため、第2期七戸町総合戦略を策定し、人口減少の要因を分析し、課題解決に向けて取り組んでまいります。

また、荒熊内地区開発における新市街地の形成造りや農林畜産業の振興、農業後継者の育成や新規就農者、商工業者への支援強化に加え、教育・文化については、七戸町らしい教育と文化の向上、時代を担う子供たちにも指示されるようなまちづくりを目指してまいります。

さらには、国でも課題となっております温室効果ガスゼロ宣言など環境問題についても、当町としても率先して取り組んでまいります。

これらの各種政策については、町民の声を聞きながら、町政発展に向けて情熱と責任を持って邁進する覚悟でございますので、議員各位には、さらなる御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第5号専決処分事項の報告について。

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、令和3年2月5日に発生した、ききょう団地敷地内での損害を与えた事故について、相手方と和解が成立したので、この額を早急に支払う必要があるため専決処分したものです。

報告第6号専決処分事項の報告について。

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、令和3年2月21日に発生した、町道榎林・舟場向線での損害を与えた事故について、相手方と和解が成

立したので、この額を早急に支払う必要があるため専決処分したものです。

報告第7号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町一般会計補正予算（第13号）については、新型コロナウイルスワクチンの接種体制に関し、早急にシステム改修が必要となったことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、予算の総額を128億5,923万9,000円としたものです。

歳入は、国庫支出金に100万円を追加し、歳出は、総務費に100万円を追加したものです。

報告第8号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町一般会計補正予算（第14号）については、歳入歳出予算の総額に1億3,581万2,000円を追加し、予算の総額を129億9,505万1,000円としたものです。

歳入の主なものは、町税に1,953万1,000円、地方消費税交付金に5,003万8,000円、地方交付税に1億2,830万3,000円、国庫支出金に8,006万7,000円を追加し、繰入金から7,783万1,000円、町債から7,010万円を減額したものです。

歳出の主なものは、諸支出金に4億6,407万1,000円を追加し、総務費から3,474万円、民生費から3,211万1,000円、農林水産業費から3,669万1,000円、土木費から1億5,753万7,000円、教育費から5,114万2,000円を減額したものです。

また、繰越明許費についてですが、天間林土地改良区総代補欠選挙費の30万7,000円を追加設定するとともに、産直施設空調設備改修事業を増額変更し、七戸町プレミアム飲食券追加販売事業、七戸町プレミアム付商品券追加発行事業、七戸町長選挙費、道路橋りょう整備事業、上下水道料金等コンビニ集納対応システム改修業務委託を減額変更しております。

報告第9号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町健康保険特別会計補正予算（第6号）については、歳入歳出予算の総額から1,446万8,000円を減額し、予算の総額を20億508万2,000円としたものです。

歳入の主なものは、県支出金から1,383万1,000円、繰入金から150万1,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、保険給付費から1,249万4,000円を減額したものです。

報告第10号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額から2,258万9,000円を減額し、予算の総額を4億765万円としたものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料から1,758万3,000円、繰入金から266万6,000円、諸収入から234万4,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金から1,908万9,000円、予備費から291万1,000円を減額したものです。

また、繰越明許費については、後期高齢者医療制度見直し等システム改修業務委託を追加設定しております。

報告第11号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額から2,950万円を減額し、予算の総額を26億6,804万7,000円としたものです。

歳入の主なものは、国庫支出金から170万4,000円、支払基金交付金から2,279万6,000円、県支出金から582万4,000円を減額したものです。

歳出は、保険給付費から2,950万円を減額したものです。

報告第12号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から32万9,000円を減額し、予算の総額を202万1,000円としたものです。

歳入の主なものは、繰入金から30万円を減額したものです。

歳出は、諸出金に33万4,000円を追加し、総務費から66万3,000円を減額したものです。

報告第13号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額から516万1,000円を減額し、予算の総額を4億5,603万7,000円としたものです。

歳入の主なものは、繰入金から376万6,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、事業費から364万6,000円を減額したものです。

報告第14号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から381万4,000円を減額し、予算の総額を7,071万4,000円としたものです。

歳入の主なものは、繰入金から368万5,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、総務費から295万1,000円を減額したものです。

報告第15号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号）については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業収益から74万3,000円、営業外収益から9万3,000円を減額し、水道事業収益の総額を3億5,189万8,000円とし、収益的支出の営業費

用に272万1,000円を追加し、予備費から355万7,000円を減額し、水道事業費用の総額を3億477万5,000円としたものです。

また、資本的収入及び支出について、資本的収入の工事負担金から61万7,000円を減額し、資本的収入の総額を9,564万8,000円とし、資本的支出の建設改良費から10万円を減額し、資本的支出の総額を2億7,597万円としたものです。

報告第16号専決処分事項の報告について。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、同省令の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第17号専決処分事項の報告について。

七戸町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、同法令の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第18号専決処分事項の報告について。

七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、同省令の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第19号専決処分事項の報告について。

七戸町原子力発電施設等立地地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、同省令の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第20号専決処分事項の報告について。

令和3年度七戸町一般会計補正予算（第1号）については、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施に向けて、早急に対応する必要が生じたこと、また、国の都市構造再編集中支援事業において、令和4年度に実施予定としていた荒熊内地区道路改良事業を前倒しで実施することとしたこと、農業集落排水事業特別会計において、設備の故障等が生じたことに伴い、緊急に修繕する必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に1億7,488万2,000円を追加し、予算の総額を98億6,337万円としたものです。

歳入は、国庫支出金に1億4,091万9,000円、繰入金に1,366万3,000

円、町債に2,030万円を追加したものです。

歳出は、総務費に1億6,508万2,000円、諸出金に980万円を追加したものです。

報告第21号専決処分事項の報告について。

令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、農業集落排水処理施設において、設備の故障等が生じたことに伴い、緊急に修繕する必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に980万円を追加し、予算の総額を7,103万3,000円としたものです。

歳入は、繰入金に980万円を追加し、歳出は、総務費に980万円を追加したものです。

報告第22号専決処分事項の報告について。

令和3年度七戸町一般会計補正予算（第2号）については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業において、早急に対応する必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に8,743万8,000円を追加し、予算の総額を99億5,080万8,000円としたものです。

歳入は、国庫支出金に8,083万9,000円、繰入金に659万9,000円を追加し、歳出は、総務費に8,743万8,000円を追加したものです。

議案第44号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、令和3年5月16日で任期満了となる七戸町教育委員会委員について、附田由喜枝氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第45号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについては、令和3年5月16日で任期満了となる七戸町監査委員に吉川正純氏を選任したいことから、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

以上が、本臨時会に提出をいたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提出議案の説明を終わります。

これより議案審議に入ります。

12番議員。

○12番（三上正二君） 分からないから教えてください。議会は、普通であれば年4回の定例会がありますよね。3月の予算議会、それから6月の補正予算ですか、それから9月の決算、12月の年末のものがありますよね。その差と、議会は同じなのですよね。その差と、それから臨時会とどういう区別があるのですか。この案件を見るならば、任期満了になる教育委員、それから監査委員、これは分かります。

だけれども、定例会で決まったものであれば、その差は何ですか。分かりますか。

もう1回言います。休憩してもよろしいですよ。

(「暫時休憩」の声あり)

○議長(瀬川左一君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時33分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

これをもって、提出議案の説明を終わります。

これより議案審議に入ります。

---

## ○日程第5 報告第5号

○議長(瀬川左一君) 日程第5 報告第5号専決処分事項の報告について(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

1番議員。

○1番(中野正章君) これを読みますと、まず100%、まず町側の責任だというふうに理解されますが、普通に考えてといたしますか、一般的に、やはり住民もある程度建物のことは見回りながら、ある程度こういう危険を予測する必要もあると思います。

だから、100%というのは非常に理解できないなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川左一君) 総務課長。

○総務課長(田嶋邦貴君) お答えします。

まず、こちらに書いてあるとおり、まず町営住宅であるということで、町営住宅というのは町が当然管理していかなければならない。当然、本人の中でも、ある程度の管理というのは当然出てくるとは思いますけれども、そのものが古くなって、飛んだということで、町が協議した中、これは保険を様々なところも介していますけれども、そういう経過の中で、全額を負担するというところで和解したものでございます。

○議長(瀬川左一君) 1番議員。

○1番(中野正章君) この町営に住宅に入る入居者ですが、まず、このことに関連するわけですが、地域の自治会にも入っていない、入っていない人もいます。そうすると、10年たっても、20年たっても、全く地域とのつながりがなくて、顔も知らない、何も知らない、そういうのもあって、前に総務課に聞きに行ったら、何かこう、そういうものに関する規約がないかということで、入った当初に、まず自治会に入るようお願いはするのだけれども、強制力はないと。そのほかにも、町の広報は行ってるのかどうか、それも行ってない、知りたい人は、公民館かどこかに行ってあれすると。いろいろ考えるといえますか、やはり、この住宅に入る人との規約なんなりを、もっと町が強制力があってもいいのではないかという気はしています。もう少しここをきちんとというか、納得するようにさせたいなという気はしています。後で、もっと詳しく聞きたいと思います。よろし

くお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第5号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第6 報告第6号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 報告第6号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 今、町の過失3割分を当町が負担するというふうになっているのですけれども、これは、その都度その都度、この同じようなこういうものが何回も出てくるのです。だけれども、それが同じ比率なのですか、3割なら3割で。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） お答えします。

事故の状況によって違ってきます。例えば、昼の日中のときに、例えば穴ぼこの深さとか、これにも変わりがありまして、一定の基準というのがあります。

それなので、その基準に合わせた中で、夜間なのか、穴の深さなのか、本人の過失スピードの割合がどうなのかというところの中で、一定の基準がござまして、それに基づいて割合を決めているというものでございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 前に、全額というものたしかあったはずですが、8割というのもあったはずなのです。だから、その後でもよろしいのです、そういう基準というのはあったら教えてもらえれば、後でいいです。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、報告第6号は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第7 報告第7号

- 議長(瀬川左一君) 日程第7 報告第7号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第13号))を議題といたします。

これより質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

10番議員。

- 10番(佐々木寿夫君) ワクチンの接種が10日頃から始まるわけですが、現在、ワクチンはどれぐらいの数で準備されているか。それから、ワクチンの今後の提供体制はどういうふうになっているのか。あるいは、現在準備されているワクチンの種類は何か、お知らせください。

- 議長(瀬川左一君) 健康福祉課長。

- 健康福祉課長(井上 健君) お答えします。

ワクチンの入荷状況ですけれども、4月30日現在で、約4,500人分のワクチンが届いています。これから、さらに2週間ごとにワクチンの配分が、県から配分される予定です。

提供体制ですけれども、うちのほうで集団接種、個別接種、高齢者施設等がありますけれども、提供体制は、七戸病院とかにディープフリーザーというのがございまして、それから各個別接種のところに必要な分だけ、ワクチンを提供します。

あと、ワクチンの種類はファイザー社でございます。

以上でございます。

- 議長(瀬川左一君) 10番議員。

- 10番(佐々木寿夫君) 4月30日に4,500人分、そして2週間ごとに、また増えていくということなのですが、これから入ってくるというのは、大体きちんと予定どお

り入ってくるものですか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

町のほうからも、一応、希望数量というのを聞かれて、それによって回答しているわけですが、全ての希望数量が来るわけではございません。ただ、それに近い数量で配分は、今現在は来ております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 医療関係から始まって、65歳以上とかとなっていますよね。その次が、例えば十和田市なり、他市町村と七戸町の、私も受けることが決まりました。そうしたら、何でそんなに早く受けられるのかと言われてました。なんでと言ったら、この自治体によって歳のいった順から、高齢者の順から、こう下がってくるやり方があるのだそうだと。

だとすれば、うちのほうは65歳以上を一つのまとめとして、どうぞ申込みしてくださいという形でしょう。それは、どういう基準で、どういうふうになっているのか、分かりましたら教えてください。分からなければ、分からないでよろしいです。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

確かに、通知する分には、年齢とか分けてする自治体もあるのは存じています。

ただ、うちのほうでは、厚労省から出されたワクチンの接種に関する手引きというものが基本的にありまして、それをそのまま従順に活用して、配布通知して受け付けしております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） うちのほうのやり方と、よそのほうのやり方は、ちょっと、全部が全部とは、その割合というのは、どういう形でやっているのでしょうか、分かりましたら。例えば、うちのほうのやり方が、どこどこがそうですよ、そうではないやり方が、何例かありましたら教えてもらえればと思います。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

皆さんも新聞等々で見ている範囲なので、私もそれ以上のことは分かりません。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第7号は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第8 報告第8号

○議長(瀬川左一君) 日程第8 報告第8号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第14号))を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

12ページ、1款1項1目個人から、17ページ、14款3項2目民生費委託金まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 次に、17ページ、15款1項1目民生費負担金から、22ページ、22款1項1目法人事業税交付金まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 次に、23ページ、1款1項1目議会費から、31ページ、2款5項2目指定統計費まで、発言を許します。

7番議員。

○7番(听 清悦君) 27ページ、2款1項16目の地域おこし事業費、地域おこし協力隊の件で伺います。

地域おこし協力隊の制度を活用するようになって、それぞれがすごく活躍していると思っています。町民も、なんか七戸町を紹介しているユーチューバーがいるというのを、私も気がつきませんでしたけれども、町民が気づいて教えてくれました。また、最近の新聞記事でも、桜の木の植樹に参加していたりとか、3年間の期間を終了して、起業、創業しているもの新聞で紹介されたりとか。

特に、上手に活用していると思うのが、農業の担い手です。本来、農水省がもう少しそういうところで手厚い事業をしてくれたらいいのですけれども、どういうわけか、そうではなくて、次世代人材育成事業のほうも、年間150万円のものも、なかなかもらいにくい。(聞き取れず)も年間120万円。

そういう中で、地域おこし協力隊が、本人の報酬が200万円から250万円ということで、本人がその後、就農することを考えた場合に、一番本人が資金を蓄えることができる方法として、地域おこし協力隊で3年農業を研修しながら、その後、法人に就職するのか、独立就農するのかはあるのですけれども。

質問ですけれども、ちょうど4月1日から採用というふうな日程の乗ってこれたらいいのですけれども、なかなかそうはならなくて、例えば、5月、6月にうまくマッチングがあつて、できたら来てもいいよといったときに、もう募集をしていないという状況になったときに、途中でもこれというのは、総務省に申請して使えるのかどうか。まず、そこを1点。4月1日からスタートするため、2月くらいに募集をかけて、面接をしてという流れに乗れない場合、一、二か月遅れてスタートするといったときに、いや、来年まで待ってくださいというのも、これも、なかなか厳しいところもあるので、そのスタートが遅れた場合でも、総務省に途中からでも、地域おこし協力隊として採用をしたいという申請が可能なのかどうか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

今、まさにタイムリーな案件がありまして、先日、5月6日付で就任した協力隊員もおります。

よって、町が求める時期であれば、それとマッチングさえ合えば、いつでも採用できるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（呷 清悦君） 総務省は、柔軟に対応しているということで、非常に農水省より頼りがいがあるなと思っています。

なかなか農業というのは、ほかの業種よりも、やはり就業面で不利な部分があるので、求人て人を獲得するというのが難しい部分もあるのですけれども。今、一番結果を出せているとすれば、もしかしたら民間がやっている「あぐりナビ」というところですね、ホームページのサイトがあるのですけれども。直接営業の電話がかかってきたときに、費用は幾らですかと聞いたら、マッチングが成功した場合に頂くような仕組みで40万円という話でした。

今、県が青森県農業支援センターに委託して、その「あぐりナビ」を活用してマッチングするというので、使ってみませんかというのがあったので、使ってみたら、早速反応があつて、仙台市出身だとか、京都だとか、これはもしかしたら、場所によっては、地域おこし協力隊のほうに使えるのではないのかなというふうに思ったりもしているので。移住者を増やすというのと、なおかつ農業をやりたいという人の募集をかけるのに、イベントに参加する方法もあるのですけれども、もう実際、この「あぐりナビ」を県のほうも活用していることを考えると、県と連携しながら町も活用することを考えていったほうがいい

のではないかと思いますけれども、その辺り考えがあれば、町長でも課長でも伺いたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

先日も庁議員のほうから、そういう問合せがありまして、これはぜひ使いたいなということで、担当のほうとも話しをしておりますので、そういう便利な制度は、順次活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

12番議員。

○12番（三上正二君） 29ページの2款18節、成人式レンタル衣装等キャンセル料助成金とあるのですけれども、これは、前にも議会でないときに言ったことがあるのですけれども、中止になれば、キャンセル料は取られなかったのですよね。だけれども、延期となったことで取られたのです。そのために、この助成金というのは発生しているわけです。

これから、今はもちろん、これからまた盆か正月になるのか、いつになるのかと、来年になれば、これはその都度成人式だと、そういうものの予定はどうなのですか、やれるのですか。やらないのでしたら、やらないと早めに話したほうが、要らないキャンセル料もかからないですし、相手も楽だと思います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

実は、今朝ちょうど、担当の公民館長、公民館長とも詰めていましたけれども、いわゆる委員会の中で、早めにこの成人式、延期ということですから、やめたとは言っていない。

ですから、みなさんも、またそれを期待している方もあるみたいなのです。だから、いつ頃にすればいいのか詰めてみている。希望とすれば、余り暑いときを避けて、ただ、オリンピックがある関係で、ちょうどいい10月前後の休みが続くときは、どうもできないみたいということで、恐らく9月から10月、11月、その頃が一番いいのかなというふうに思っていますが、その辺は、いわゆるその成人式の、もちろん実行委員会等もありますから、いろいろ相談をして、早めにいつ頃できるのかというのを大体のめどを立てて、決定をして、そして通知をして、せつかく一生に1度のことですから、できるだけ開催をしたいという方向で進めていきたいと思っています。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

14番議員。

○14番（白石 洋君） 24ページ、総務費のうちの一般管理費、12節の委託料のことで、そこに職員のストレスチェック支援業務委託料というのが上がっているわけですが、役場職員も200名を超えていくとなると、いろいろな状況が出てくると思うので

す。

とりわけ、このストレスだとか、いわゆる精神的なものになってくると、大変つらい。そしてまた、なかなか治っているのか、治っていないのか、どのような状況かもあると思うのですが、そういう状況というのは、どうなっておりますか。そしてまた、各担当課には、課長、補佐がいて、大体七、八人から十二、三人ぐらいのメンバーで、いろいろな仕事を、町の仕事をしてきているわけですけれども、そういった中での管理の仕方というのは、やはり担当課長の方たちも、いろいろな方たちが、いろいろな性格の人もいますし、いろいろな健康状態の人もあるし、いろいろな家庭状況の人たちもいるし、いろいろなことがあるわけですね。そういったことを全部網羅しながら、いいあんばいにリードをしていってあげないと、こういう難しい世の中になってきますと、なかなか思うようにいかないと思うのです。幸い、そういうこともありながら、職員のストレスチェックを支援したいというふうなことがあっているわけです。この現状は、どういうふうになっておりますかと。

それから、もう一つは、同じ総務費の中の財産管理費の中ですが、この委託料で、立木の調査委託料というのが載っているのですが。最近、山火事になるのは外国だけだと思っていたら、やはり、国内でもあちこちの市町村が、山火事になって、大変な御苦勞をされているわけですよ。ところが、そうは言いながら、私たちの町の財産である山が、どの辺にどうあるのかというのは、なかなかやはり、これも把握しづらいところなのですよ。

しかし、そうは言いながら、財産を管理しなさいと、こうあるものですし、それから、議会にもそれを報告しなさいということも義務付けられているわけですよ。そういったことを考えていけば、人ごとではないわけですよ。少なくとも、やはり最低ドローンでも飛ばして、大体これはここら辺にあると、町の山が燃えていても全然知らないでいましたというわけにはいかないとも思うものですから。かといって、これにのめり込んで、金をかけてやって、なかなかこれは大変な問題も含んでおりますので、この辺の辺りは、今後に向けて、先ほど言ったように、火災なんかが起きるような時代になってきておりますので、もう一度、やはり見方を見直してみということも、私は必用ではないかなと、こう思っているものですから、そういったことに対する考え方をお尋ねを申し上げたいと、こう思います。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） まず、私のほうからお答えします。

ストレスチェックのことですけれども、これは毎年まず実施しています。毎年実施して、項目がいろいろありまして、当然その結果が業務委託をしておりますので、グラフで返ってきます。非常にストレスが負荷がかかっているような場合には、個別の相談をしたり、そういう対応をしながら、その爆発と言いますか、ストレスがこう過度にならないような、まずそういうものをこの中で一つは実施しています。

それと、人事評価が毎年ありまして、各職員が自分の目標を考えて、課長面談等をする

のも年に2回、3回あります。この中でも、当然職員とどういふうな形になるのか、様々な業務についても話しをしたりしますので、そういう面からも、またそういうもののチェックをしているということで、今、おっしゃるとおり、こういうストレスの問題はなるべく、今の時代、多くなっていますけれども、そこをケアしながら進めていくように努めております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） ただいまの立木調査委託料に関しまして、お答えします。

確かに町のほうの所有する山林が、かなり多くあります。これに関しては、分収林の伐採に関係した委託料ですけれども、担当者においては、いろいろな山林を回って歩いていますけれども、私自身、まだ財政課に着いたばかりで、今後確認しながら回って歩きたいと思っておりますので、その辺にも注意をして業務のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石洋君） 前段に伺いました職員のストレスチェックの関係でありますけれども、このことについては、なかなかやはり難しい問題も含んでおりますし、かといって、誰にでも話しをしていいというような状況でもないし。放っておくわけにもいかないというような、なかなか難しい問題があると思っておりますので、先般の議会でも、三上議員からも指摘をされておりましたけれども。副町長、どうですか。あなた自身が、執務室にいて、いろいろな仕事をしているわけですが。やはり、課長、総務課長を経験した副町長が、いろいろな意味で1か月とか3か月に1回ぐらい、例えば庁舎をぐるっと回ってみるとか、何か問題はないかいということ聞き歩いても、侮辱ではないと思うのです。そうすると、職員だって、これは安心しますよ。副町長が、私たちのことを見てくれるのだなという思いがあるわけですから。そういったことに、どんと飛び出してみるつもりはありませんか。その辺り、いかがですか。

○議長（瀬川左一君） 副町長。

○副町長（高坂信一君） お答えいたします。

私も、その総務課長時代に、各課長と面談等もしまして、各職員にそういうストレスを抱えているような職員がいないかどうか、その辺の把握はしておりました。今の立場になりまして、なかなか今はできていませんけれども、いま、白石議員がおっしゃったとおり、今後、極力その職員といろいろな話をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、31ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、38ページ、6款2項1目林業振興費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、38ページ、7款1項1目商工総務費から、44ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、44ページ、10款1項1目教育委員会費から、55ページ、13款2項12目庁舎建設基金まで、発言を許します。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 44ページ、教育費の事務局費、七戸高校魅力化構想検討委員ということでの報酬のことに関連してです。本来、私、3月の議会のときも申し上げたのですが、義務教育の小学校・中学校というものが、教育委員会の範疇、守備範囲というふうに私は理解をしています。高校にまで町が手をつけていいものかどうかという疑問が、私自身とても強くあるのです。実際、町から七戸高校がなくなるということは、これは本当にゆゆしき問題で、これも分かるのです。

だけれども、結局そのことを教育委員会が受けてやっていいものかどうかというところの認識が、どうしてもこう私の中で合点がいかないのですが。教育長は、そこをどういうふうにお考えですか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 附田議員の御質問にお答えいたします。

私も県立高校でしたので、では、町と県立高校とどうチームを組んでやれるのかというようなことも、いろいろ考えたこともあります。実は、教育改革推進会議の、要するに、これからの高校の存続、統廃合についての会議のときに、私はこのような質問をしているのです。「県立高校であっても、自治体と高校と連携し、様々な取組をすることについて、県ではどのように考えていますか。」という質問をしました。そうすると、答えは、「生徒にとって有意義が取組があれば、ぜひ取り組んでいただきたい。」と。要するに、私にしても、県立高校と各自治体とどう組み方をするのかというのは、非常に難しい問題というふうに考えています。

でも、このような答えを得て、いろいろな地域の勉強をさせていただきました。そうしますと、各地域において、県立高校であろうが、なんであろうが、要するに、その地域の中のいろいろな少子化、ないしは、その町で抱えているこれからの将来を見据えた高校という観点から考えていくなれば、各自治体と県立高校の状況が許せば、取り組んでもいいだろうというふうに現在は理解しているところです。私が理解をしたからといたって、これは町の中の取組の一つですので、それに、今現在、いろいろな七戸高校魅力化検討委員会、いろいろな場において、それらをスムーズに皆さんの理解を得て、進めるように鋭意努力しているところです。かなりの部分のところまで来ていることは、確かですけれども、その部分について理解をしていただきたいなというふうに、私は考えています。

高校存続と言いますけれども、高校を存続するためにはどうしたらいいだろうかと、魅力化が必要なのですね。将来にわたって、この学校が、子供たちが行きたい、親御さんも

行かせたいというような学校づくりをしていくことが、これからの七戸高校の魅力化を進める上では、非常に大事な部分かなというふうに思っています。

最後に、もう一つ。いろいろな資料等、いろいろな検討をさせていただきましたけれども、高校の存続というのは、その市町村においては非常に盛衰を決めるような世の中になってきているのだというふうなことを、いろいろな資料等から検討して、確かにそういうのがあるなど。今、全国いろいろな地域で、その高等学校のこれからの魅力化に向けて取り組んでいるという実情がありますので、前向きに取り組んでいくことが必要かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 久しぶりに6月の定例会で、一般質問を打たせてもらおうかなというふうに思っていて、結局、いまおっしゃっていることは、よく重々分かります。

分かりますが、では、小学校・中学校の本来のほう、どうなっているのですかと、逆にです。非常に心配な部分がありましたので、一応その辺、論点をまとめて、またお話ししたいと思いますので、今日はこれぐらいで。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第8号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第9 報告第9号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 報告第9号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、報告第9号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第10 報告第10号

- 議長(瀬川左一君) 日程第10 報告第10号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、報告第10号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第11 報告11号

- 議長(瀬川左一君) 日程第11 報告第11号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、報告第11号は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第12 報告第12号

- 議長(瀬川左一君) 日程第12 報告第12号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町霊園事業特別会計補正予算(第2号))を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、報告第12号は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第13 報告第13号

- 議長(瀬川左一君) 日程第13 報告第13号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、報告第13号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第14 報告第14号

- 議長(瀬川左一君) 日程第14 報告第14号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、報告第14号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第15 報告第15号

- 議長(瀬川左一君) 日程第15 報告第15号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号))を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
水道事業会計全般にわたり、発言を許します。  
14番議員。

○14番（白石 洋君） 水道事業の全般のことについてお尋ねをしたいのですが。

例年どおり、暮れの頃に工事の入札を発注しました。しかし、そうは言いながら、今年是非常に寒暖の差が激しくて、そしてまた雪が多かったものですから、非常に地域の住民はその工事のためにえらい交通の妨げを受けたというようなことでもあって、私は、基本的にはとにかく冬期間のできないときとかなんとかに、建物を建てたり、道路を造ったりするのはやめたほうが良いという、昔からそういう信念でできておりますので、非常に今年を見るに忍びない、あそこを通るたびに、本当にそういうふうな思いできました。

ですから、こういったことについては、やはり十分に注意をしながら、下水道の発注をしなければならないと。これは、たまたま上下水道で一緒だから、そういうことを含めて。

そして、もう一つは、この水道料金の改訂をしなければならないという話は、前からあるわけですが、さっぱり上がらないではないですか。これは、近隣の町村に比べて、七戸町はどれくらいの料金の位置でいるのかどうか。そしてまた、必要なものであれば、早々に、こういう新型コロナウイルス感染症の時代云々と言え、それはそれまでの話ですが、なんか伺っていますと、いろいろな意味で待って、待って、待ってきたような状況下もあるようですが、無理してどんと高く上げるよりは、それなりに見合った状況で、料金は上げていかないと。しかも、新型コロナウイルス感染症で大変なときに、なんでこうときに公共料金を上げないといけないのと、こうなりますので、必要なものについては、そのときどきにきちんと上げるのが私は本当だと思うのですが、課長、いまの段取りはどういった段取りでおりますか。

○議長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、冬期間に向けた工事ですけれども、当然ながら公共工事はなるべく雪をつかまないような工期の設定、これが大事だということで、当然、大変御迷惑をおかけしましたが、こちらの幹線道については、なるべく雪をつかまない工期設定、これに努めていきたいと思っております。

次に、水道料金の改定に関してでございますけれども、議員もおっしゃったとおり、十数年、料金改定が行われていない状況でございます。上十三管内でも、まだかなり低い位置づけの料金設定という状況でございます。これは、前にも申しましたけれども、いわゆる到来する人口減少、世帯数減少、それに伴って、これから到来するであろう施設の改修費、これも、そこら辺の財政シュミレーションを安定的な水道事業の経営安定のためにも、水道料金は改定は行わなければならないと、私も認識しているところでございます。

ついては、前年度、町の上下水道の経営審議会を通しまして、今年度中において、まずその水道料金の改定検討を行うということで、今現在、進んでいるところでございます。

そういった状況でございます。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石 洋君） 課長の答弁ですと、年度内にといい、こういうような話ですが、年度内は3月までであるわけですね。だから、これは諮問委員会かなにかにかけるわけですか。そういったものにかけるとしても、早い機会にかければいいのではありませんか。秋口にでも、あげるものはあげて、そうして、明年の4月の1日からやりますとかなんとかということにすればいいわけですよ。

だから、そういうことの段取りが、行き当たりばったりなように見えるのです。そうでなくて、やはり町民の皆さんの懐具合というのものもあるわけですから。そんなことを踏まえながら、やはり料金の値上げについては、やはり担当課も敏感に反応していただきたいなど、こう思いますので、またひとつよろしくお願ひしたいなど、こう思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第15号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第16 報告第16号

○議長（瀬川左一君） 日程第16 報告第16号専決処分事項の報告について（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第16号は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第17 報告第17号

○議長(瀬川左一君) 日程第17 報告第17号専決処分事項の報告について(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第17号は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第18 報告第18号

○議長(瀬川左一君) 日程第18 報告第18号専決処分事項の報告について(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第18号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第19 報告第19号

○議長（瀬川左一君） 日程第19 報告第19号専決処分事項の報告について（七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第19号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第20 報告第20号

○議長（瀬川左一君） 日程第20 報告第20号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第20号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第21 報告第21号

○議長（瀬川左一君） 日程第21 報告第21号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第21号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第22 報告第22号

○議長（瀬川左一君） 日程第22 報告第22号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 7ページ、歳出、19目、学生生活支援臨時給付金というところ  
です。

これの対象者がどれぐらいいるのかと、それとあと、どのような形で給付を行うのか質問をしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

この学生生活支援臨時給付金のまず目的としましては、大学生また専門学校生、その他の学生に10万円を給付するという事業になっております。この事業につきましては、昨

年度も実施しておりますが、まず、対象者数ですが、正確な数字は手元にございせんが、七戸町の中学生の卒業状況を見て、そちらに県の平均の進学率を乗じまして、対象者人数というのを出しております。ちなみに、昨年度は265人が申請しております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 同じく7ページ、このコロナ対策でプレミアム商品券、1回目、2回目と出ていますが、これから3回目を出す予定だと聞いておりますが、町民にとって大変評判がよく、1回目のときは次の日も買えた、2回目はもうあっという間に売り切れた。そして、大変いま商店も、また町民も期待をしております。3回目の販売の予定はいつ頃なのか、皆さんからそれぞれ、町民からも問われておりますが、予定としてはいつ頃ですか。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今回、専決処分した商品券の予算については、6月15日の販売開始をめどに進めております。

内容につきましては、1セット5,000円で、7,500円分の買い物ができる500円券のつづりになっております。今回は、昨年商品券を1万、飲食券を5,000等々やって売り切れた関係上、スタートとしては2万セットを準備したいと思っております。

ですので、1日目、2日目、3日目、慌てず購入していただければなというふうに思っております。

使用期間は、9月30日まで。経済効果ということもありますので、一旦9月30日までの使用期限としたいと。そして、9月頃にどういう状況になっているのかというのを把握して、年末年始に向けた対応というのを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 大変率もよく、また町民もこの商品券、飲食券の使い勝手が分かってきたようで、大変人気があります。また、商店によっては、もうちょっと偏りがあるのですが、入るところは大きく入る。それから、全然使われていない場所もある。ましてや、夜の飲食店は、全く人が入らず、また過ごしようもないということなのですが、これは仕方がないとはいえ、町中の飲食店の活性化を狙うには、もう少し何かの声かけとかが必要ではないかなと思っております。偏りがあるのは仕方がないとしても、全く入らないようなお店に対しての何か策はありますか。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように難しいと思いますが、その通りでございまして、気持ち

としては、私たちあるいは議員の皆様方におかれましては、飲食券、商品券を使って、人気のないようなところでできるだけ使っていただければなというようなところでございます。

実際、正直なところ、偏りがあるのはあります。ただ、飲食券なりこの商品券を使うことによって、よりサービスして受け入れようとする事業者もあります。そういった効果としては、ある程度競争社会ですので、行かないところを支援するというよりは、何とか各店において、商品券を有効活用していただければなと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

13番議員。

○13番（田島政義君） 今の商品券のことで、ちょっとお願いがあるのですが、前回も1人の人が兄弟の名前を書いて、一番買った人が30万円か40万円買っている。だから、そうすると、すぐなくなる。

ですから、一家族の限定枚数を、10セットまでなら10セットまではいいいけれども、あとは誰が来られてもだめですよというのをきちんとしないと、結局、30万円、40万円と還元するとかなりのお金が入るのです、その人には。

ですから、そういうのが見え見えで、前回あったみたいですので、それは、名前を書いて頼まれましたはなしということで、きちんとした形で商工会、あと商工観光課の販売者のほうでは、チェックしていただいて、それで、満遍なくみんなに行くような形を取っていただければ。

それで、よく高齢者の方が商品券のほうで、大型店と普通のお店だと、余り限定すると、スーパーというと、小売店というと野田食品しかないのです、ほとんどもう閉めていますので。そうすると、近くの高齢者が、カケモに行きたいのだけれども、券が使えないということもあるみたいですので、その辺の対応の仕方をうまく考えてもらえればいいのかと思いますので。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

昨年のやってみた課題等を踏まえまして、今回の飲食券・商品券の一体型は、申込書を町民1名につき上限を4セットにしております。

ですので、一人で10セット掛ける何枚とかというのは、防げるのかなというふうに思います。

それから、大型店といわゆる中小企業、地元の中小企業者との差というのは、どうしても多少つけなければ、経済対策にならないので、苦しいところなのですけれども。消費者側からすると、大型店で全部使いたいという声はたくさんあります。とりあえず、折衷案として、今までは3割が大型店でしたよというのを、比率を少しいじりました。ほぼ、半々ぐらいで大型店と中小企業者で使えるような組み合わせにしておりますので、御理解

頂きたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第22号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第23 議案第44号

○議長（瀬川左一君） 日程第23 議案第44号七戸町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第44号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○日程第24 議案第45号

○議長（瀬川左一君） 日程第24 議案第45号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 監査委員というのは、普通の業務と違いますよね。今までの監査委員を担ってきた方々を見てもそうなのですから。そういう意味から言っても、この選考基準というのは、今までこの、例えば経済とかそういう形のいろいろなことに携わってきた、会計事務所にいるとか、でやってきても、この監査委員を任命するという、これに反対するという意味ではないのですよ、その審査基準というのはあるのですか。もし、ありましたら、どういう基準で審査しているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 特別に選考、監査委員の基準というのはないということでありまして、私もずうっと実は、天間林時代からいろいろな方が、いわゆる教育者、そういった方も就任しておりました。それで、必要な知識といえますか、そういったものをある一定期間、教育期間というのはあるということでありまして。

ですから、普通のことを普通に判断できるということであれば、十分にこれは可能かなというふうに思っております、提案いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 苦しい答弁であるのは確かだけれども。でも、これはこれでいいのです。

ただし、もし基準があれば、基準がないということはないですよ。でも、町の財政が幾らだ、100億円ですか。そうなってくると、それは議員の我々がみんな見られるわけではないし、議会からも出ているけれども、でも、それはプロではないですよ。でも、そういう、今いる監査委員もそうですけれども、やはり、そういう経済とかそういう形の、そういうものに通じた人が一番ベターだと思うのです。悪いという意味ではないですよ。でも、そういう形の中で選考された、その中での提案ですから、これは反対するわけにいきませんから、それはしませんけれども。

だから、そういう基準があるのですか。なければ、その基準を設けなくてもいいけれども、そういう意味で参考にしたほうがいいと思います。答弁は要りません。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ○日程第25 発議第2号

○議長(瀬川左一君) 日程第25 発議第2号につきましては、提出者より諸般の都合により取り下げの申出がありました。

お諮りします。

これを承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、発議2号については、取り下げることにいたします。

---

#### ○日程第26 選任第1号

○議長(瀬川左一君) 日程第26 選任第1号七戸町議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

選任方法をどのようにしたらよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

各所属の常任委員会の委員を事務局から報告させます。

事務局長。

○事務局長(澤山晶男君) それでは、報告いたします。

初めに、総務企画常任委員会です。

委員に、白石洋議員、三上正二議員、田嶋輝雄議員、宥清悦議員、盛田恵津子議員、瀬川佐一議員、以上6名です。

次に、建設産業常任委員会です。

委員に、田島政義議員、附田俊仁議員、澤田公勇議員、小坂義貞議員、中野正章議員、以上5名です。

次に、文教厚生常任委員会です。

委員に、佐々木寿夫議員、岡村茂雄議員、二ツ森英樹議員、向中野幸八議員、山本泰二議員、以上5名です。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

各所属常任委員を、ただいま報告のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方々を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

各常任委員会の委員長、副委員長、互選の報告が議長に届けられております。

事務局より報告させます。

○事務局長（澤山晶男君） それでは、委員長、副委員長を御報告いたします。

総務企画常任委員会委員長に三上正二議員、副委員長に白石洋議員。建設産業常任委員会委員長に附田俊仁議員、副委員長に澤田公勇議員。文教厚生常任委員会委員長に岡村茂雄議員、副委員長に二ツ森秀樹議員。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ただいまの報告のとおりです。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告のとおり決定しました。

---

## ○日程第27 選任第2号

○議長（瀬川左一君） 日程第27 選任第2号七戸町議会運営委員会委員の選任について行います。

お諮りします。

選任方法をどのようにしたらよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

議会運営委員会の委員を事務局から報告させます。

事務局長。

○事務局長（澤山晶男君） 報告いたします。

議会運営委員会委員に白石洋議員、田島政義議員、三上正二議員、田嶋輝雄議員、附田俊仁議員、岡村茂雄議員、以上6名でございます。

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

議会運営委員をただいま報告のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方々を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時49分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

議会運営委員長、副委員長の互選の報告が議長に届いております。

事務局より報告させます。

事務局長。

○事務局長（澤山晶男君） 御報告いたします。

議会運営委員会委員長に白石洋議員、副委員長に田嶋輝雄議員、以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ただいま報告のとおり、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告のとおり決定しました。

---

### ○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上をもちまして、令和3年度第1回七戸町議会臨時会に付議された事件は、全て議了しました。

これをもって、令和3年度第1回七戸町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

散会 午前11時51分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年5月7日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員